

# 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

## 1 目 的

小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者となる者（介護支援専門員等）が、必要な当該サービスに係る小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な知識・技術を身につけることを目的とします。

## 2 受講対象者

- ①小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定されている介護支援専門員等であって、旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）又は認知症介護実践研修（実践者研修）を修了し、介護保険者が適当と認めた者。
- ②地域密着型サービス担当の市町村職員（1日目のみの聴講）※修了証書の発行はいたしません。

## 3 募集定員

各期 20 名程度（受講申込者数が定員を超えた場合は、調整させていただきます。）

## 4 申込方法

2の①の場合、受講を希望する認知症対応型サービス事業所の代表者は、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修受講申込書（様式3号）」を2部作成し、介護支援専門員の資格証の写し（2部）及び旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）又は認知症介護実践者研修の修了証書（修了見込者は研修受講決定通知）の写し（2部）を添付して、介護保険者に申込期間内に申し込んでください。事業所からの申し込みを受けた介護保険者は、受講の必要性を認めた場合、提出された申込様式及び添付書類各1部を別紙推薦書（40頁）とともに全国認知症介護指導者ネットワークへ郵送で申し込んでください。

2の②の者は、全国認知症介護指導者ネットワーク（0268-71-6755）にお問い合わせください。

## 5 受講料

4,000 円 ※受講決定通知に同封される請求書に基づき、期限までに指定口座へ納入ください。

## 6 修了証書

研修における全ての内容を修了した者には、修了証書を授与します。

## 7 その他

- (1) 受講決定後、欠席する場合は、必ず事前に連絡してください。
- (2) 受講が決定した時点で受講料の納入義務が発生するものとし、一旦納付された受講料は一切返還できません。次年度以降又は他の研修に充当することもできません。
- (3) 研修の受講に際しては、原則として遅刻・早退は認められません。また、講義の進行状況によっては終了予定時間を超える場合もありますので、日程等について余裕をもって受講してください。
- (4) 長野県以外の都道府県の事業所からの申込みについては、必ず事業所の所在する市町村（保険者）に確認のうえ、お申込みください。
- (5) 認知症介護実践者研修等の修了要件について「修了見込」で申し込まれた場合、実践者研修修了後、すみやかに修了証書の写しをご提出ください。研修1日目の前日までに修了証書が無い場合には受講が出来ませんので、今年度の「認知症介護実践者研修」を受講する方は、研修期間を確認の上、受講してください。
- (6) 受講申込は、必ず事業所所在地の介護保険者（市町村長・広域連合長）を通じて行ってください。
- (7) 申込時に提出いただいた個人情報は、本研修運営の目的のみに使用し、それ以外の目的で利用、あるいは第三者に提供することはありません。

## 8 研修日程・会場・申込期間

	日程	会場	申込期間
第1期	【1日目】 平成30年9月11日(火) 【2日目】 平成30年9月12日(水)	千曲市総合観光会館(千曲市)	平成30年 8月3日(金) ～8月10日(金)
第2期	【1日目】 平成31年1月29日(火) 【2日目】 平成31年1月30日(水)	諏訪湖ハイツ(岡谷市)	平成30年 12月3日(月) ～12月10日(月)

### カリキュラム

日程	研修内容
1日目 (9:30～16:40)	総論・小規模多機能ケアの視点、地域生活支援、 チームケア、ケアマネジメント論
2日目 (9:30～16:40)	居宅介護支援計画作成の実際

※ 2日間の研修終了後、レポート提出を課します。

※ カリキュラムは変更する場合がありますので、予めご了承ください。